

議 第 232 号

令和 4 年 11 月 30 日提出

熊本市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について

熊本市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

熊本市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成 23 年条例第 86 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 13 号ウ中「）第 64 条第 1 項ただし書」を「）第 64 条第 1 項第 2 号」に、「放送法第 64 条第 1 項ただし書」を「同号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 63 号）の施行による放送法（昭和 25 年法律第 132 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。